平成２４年（フ）第５３号
群馬県高崎市緑町４丁目７番地４　ＭＳグラティア501号
債務者　松本　貴子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１６号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田621番地２
債務者　下里　勝美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９６号
神奈川県南足柄市中沼548番地８
債務者　佐藤小百合（旧姓内田・平川・河津・野田）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
新潟市南区大通南３丁目207番地
債務者　小泉　紀文
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
新潟市中央区紫竹１丁目10番１号　ハイツアンビック201号、前住所新潟県五泉市土堀276番地
債務者　五十嵐理沙
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
岐阜県恵那市明智町1850番地２
債務者　植田　　一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２７９号
大阪府松原市東新町１丁目18番25号
債務者　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯこと　松元　貞美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
大阪府河内長野市木戸１丁目30番12―302号
債務者　田中恵津子（旧姓与）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
大阪府藤井寺市小山９丁目９番34号　アイビースクエア106号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番30号
債務者　喫茶エレガンスこと　平野　徳夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
大阪府藤井寺市小山９丁目９番34号　アイビースクエア106号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番30号
債務者　平野真喜子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
山口県萩市大字土原383番地９　大黒アパート
債務者　鶴田　敏子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４３号
山口県宇部市常盤台１丁目８番51―201号
債務者　中村　一嘉
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２９号
北海道空知郡南幌町南12線西２番地
債務者　齊藤　博行
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４３号
北海道岩見沢市南町７条３丁目５番１号　南栄ハイツＣ号室
債務者　村中　昌司
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１９９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目16番41号　アップルハウス厚木Ａ203
債務者　宮田　尚彰
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
新潟県上越市南本町３丁目７番５号
債務者　江口　　忍
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２８号
新潟県上越市春日新田２丁目３番７号
債務者　小林　利正
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
新潟地方裁判所高田支部